



第527号 令和4年6月1日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町601-1 こどもみらい館2階
TEL (075) 256-0351
FAX (075) 241-3568
発行人 杉本英造

新型コロナウイルス感染症終息を願って学校医活動再開

会長 杉本英造

5月以後、徐々に新型コロナウイルス感染症発症報告が減少傾向にあり安堵しています。定期健診は順調に催行されておられますでしょうか？ 今月は新任の校医の先生方をご紹介します、ご活躍を願っています。マスクミでもすでに報道されていますが、教育委員会から「マスク着用の考え方について」保護者に配布されましたのでご紹介します。学校医会の活動も通常にもどすべく、7月2日（土）教育委員会と協議会（令和2・3年中止）開催し、新型コロナウイルス感染症対策、コロナ禍での不登校・自殺など心の健康、運動器検診の側弯症状況、熱中症予防対策など協議する予定で校医ニュースに報告します。研修会は7月9日（土）「子どもの心の健康を学校で育て、守る：教育と医療を統合した心の健康支援」神尾陽子先生、9月3日（土）「友友病の児童と学校生活について」今村俊彦先生を予定しています。今後、校園長会や養護教育研究会とも協議会開催を検討しています。残念なお知らせですが、長年医務活動に携わって参りました大文字駅伝が休止されることになりました。出場する児童の誇らしさと緊張があいまった表情と走り終わったあとの弾ける笑顔が忘れられません。2年間中止になった余波は様々な影響をもたらします。学校医活動は萎縮しないようがんばって参ります。

第73回指定都市学校保健協議会が6月5日：熊本市で開催され、記念講演を報告します。

「新型コロナウイルスワクチン開発状況」

KMバイオロジクス株式会社社長 永里敏秋氏

KMバイオロジクスは、化学及血清療法研究所の医薬品製造販売業、新生児マスキリーニング事業

を承継した明治ホールディングス株式会社の連結子会社。事業内容は、ヒト用ワクチン（インフルエンザ、DPT-IPV、日本脳炎等）、抗毒素（まむしウマ抗毒素、はぶ抗毒素）、血漿分画製剤（ベニロン等）の研究・開発・製造・供給、新生児マスキリーニング。新型インフルエンザ発生に、鶏卵を用いない細胞培養法により5700万人分のワクチン生産体制を整備。現在コロナワクチンは、mRNAワクチン（ファイザー・モデルナ）、ウィルスベクターワクチン（アストラゼネカ・エボラ出血熱）、組換えタンパクワクチン（ノババックス・带状疱疹、B型肝炎）が出ているが、KMバイオロジクスは不活化ワクチン（KD-414）を開発中です。Vero細胞（アフリカミドリザル腎細胞由来）を用いてSARS-COVID 2培養不活化、精製しアジュバンドを添加した液状ワクチン。成人Ⅱ/Ⅲ相臨床試験で2000名の18歳以上の健康成人に投与し、有効な抗体価の上昇あり懸念される副反応は認められず、年内の承認と供給を目指しています。新型インフルエンザに対しては、ウイルス株が変わってもパンデミック用不活化ワクチンの製造ができるようプロトタイプワクチンとしての承認制度がすでに適応されているので、新型コロナウイルスについても同様の薬事承認制度が適用できれば、KD-414不活化コロナワクチンも変異株での生産、供給が可能になります。若年者へのmRNAワクチン投与の副作用が懸念され、接種が進まないなかで、不活化ワクチンへの期待があり、新型コロナウイルス感染症終息の一助になることを願っています。

新任校医挨拶



根津 幸彦
(柏野小学校)

2022年度より柏野小学校の校医を拝命致しました。

私は普段は千本診療所にて内科医として外来診療と在宅訪問診療を通して上京区北区西陣地区を中心に地域医療に力を注いでおります。この度、学校医を通じて生徒児童の命と健康を守る取り組みに与ることが出来、より一層地域との結びつきを強くすることが出来、喜びに堪えません。学校の現場職員の皆さま、先輩諸先生方、PTAの皆様、生徒児童の皆様をも含め、ご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願い致します。



北村 裕展
(宕陰小・中学校)

前任者である奥村先生から電話をいただき、京都市立宕陰小・中学校の校医をさせていただくことになりました北村です。

この宕陰小・中学校は右京区嵯峨越畑にあり、日本を代表する里山の一つです。学校の前には柵田が広がり、柵田100選にも選ばれています。四季折々の豊かな自然と人々の温もりの中児童生徒一人一人が輝く学校の役に立つよう頑張ります。



清水 導臣
(山ノ内小学校)

2022年度より山ノ内小学校の校医を拝命いたしました。

私は右京区の山ノ内地区で2021年より診療所に専従させていただくこととなり、現在は父親と2診体制で地域医療に携わらせていただいております。地域医療の充実させるために子供達が安心して学校生活を送れる環境も必要なことであると考

えております。そのために何が必要であるのかを学校関係者と協力しながら築き上げていきたいと考えております。まだまだ、未熟な身であるため、ご先輩方にはご迷惑をかけるかもしれませんがご指導・ご鞭撻を承りますよう宜しくお願い申し上げます。



原島 知恵
(御所南小学校)

令和4年4月より、御所南小学校の校医を拝命いたしました。

同校近隣に開業し、小児科医として勤務開始後1年ほどでコロナ禍がはじまりました。社会の不安を敏感に感じ取り、または生活様式の変化に適応しようとするためか、心身の不調を訴えるお子さん方が増えています。このような中で、学校医として児童の健康管理に係わることができることを大変うれしく思います。学校の先生方や他の学校医の先生方と協力して課題に取り組む所存です。先生方のご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



武田 敏宏
(塔南高等学校)

令和4年4月より京都市立塔南高等学校の校医を拝命いたしました。

私は、16年前より西大路七条にある七条武田クリニックの院長として診療しております。

かねてより、地域のかかりつけ医として、地域に貢献するという意味で学校医の果たす役割は大きいと思っておりました。この度、医師会からのご推薦をいただき校医をさせていただくこととなりました。専門は、循環器専門医、総合内科専門医ですが、スポーツドクターの資格も有しており、部活動の盛んな担当校に役立てればと思っております。

学校という教育現場で校医としてお役に立てることは、この上ない幸甚です。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻の程、何卒よろしく宜しくお願い申し上げます。



真 鍋 浩 樹

(百々小学校)

令和4年度より山科区百々小学校の校医を務めさせていただくことになりました。

平成4年に京都府北部へ赴任時、幼稚園、小学校の校医を担当させていただいたことがあります。本当に久しぶりの校医復帰となります。初任と同様ですが、ご迷惑をかけないよう、微力ながら尽力させていただきたいと思っております。ご指導何卒よろしくお願い申し上げます。

第73回指定都市学校医研修会に参加 (2022.6.4)

顧問 奥村正治

例年指定都市学校保健協議会の前日に学校医のみの研修会が開催されます。第1回は、73年前に京都市が担当した様です。

本年は熊本市が当番でした。コロナ感染少しは下火になって来たとは言え、日本中まだ続行中です。学校保健協議会の方は完全WEB方式にて開催。この学校医研修会はハイブリッド方式で行われました。私と耳鼻科の顧問鈴木先生とは現地参加となりました。京都だけが現地か？と思っていましたが、横浜市医師会の方々も現地におられ、人数は少なかったです。インターネットでの音割れ等もなく、やっぱり現地参加が良いね～。と言う気がしました。

ホテルが会場です。と言うのが例年のパターンですが、現地参加者が少ないだろうと予想され、熊本市医師会館で開催されました。立派な建物にまぎびっくり、眼科、耳鼻咽喉科、内科の順での研修会。不十分ですが専門外の眼科の部のお話も御報告させていただきます。ピントはずれの御報告を御許し下さい。

「学童期におけるデジタル機器による視機能の弊害」と題し、宮崎眼科医院の宮崎隆一先生がお話をされました。文科省の調査では、裸眼視力1.0未満の者の割合は、年々増加しており、その中で近視児童は、1.0未満の総数の8割と推定されており、世界的にも増加して、まさに「超近視時代」の到来と言われている。近視の発生は、遺伝的な要因より環境的な要因が強く、その原因の一つに「目とモノの距離」が重要視されている。

近視視を主とするスマートフォンやタブレットなどのデジタルデバイスの普及に影響があると言われ

ている。又、近視児童の8割は軸性近視と言われ、眼球の長さ(奥行)が伸びていることが明らかになって来た。そしてこの伸びは元に戻ることはない。又、この伸びは、緑内障や、眼底の病気を合併する「病的近視」を発症することにもなる。

小学校にもタブレット授業が始まっており、養護教諭はもちろんの事であるが、担任に至るまで、この近視児童の増加が問題である事を認識し、「目とモノの距離」に注意し、デジタルデバイスの使用時、出来るだけ30cm以上離しての使用、野外のものを見る遊びを一日に2時間ぐらい必要と強調された。

近視進行抑制の治療法等も話されたが、ここでは割愛します。

次は内科部門です。「成長曲線を用いた学校検診システム運用の実際、～判定基準とのその後の対応」と題して、熊本大学大学院生命科学研究部、小児科学講座、准教授松本志郎先生のお話でした。

成長曲線の運用方法は、今までの多くの先生方のお話し等々にひとしく、いくつかの症例を示され、話しがありましたが、ここでは省略させていただきます。九州地域は、文科省が提唱しているソフトにより運用されているが、事後措置に関する統一された基準がない為、地域や学校に活用が委ねられているという問題点が明らかになって来ている。九州学校保健協議会成長発育・小児生活習慣病等部門で、実態調査がなされ、成長曲線を活用する必要性を理解されていない学校も一定数存在し、養護教諭・学校医へのサポートなどが、重要であることが判明し、成長曲線の対応について、学校医向けに資料(案)が紹介された。

その中で、曲線の異常の判定を番号化し、判定番号を1-9に区別し、学校医が児童・生徒に指導する方向性を示された。又、文科省ソフトでは曲線作成中に、異常が発見されるとアラームが鳴り、注意喚起にもなっている。

京都市の小中学校の成長曲線は、京都市教育委員会開発？のソフトで行なっている学校が大半でなかろうか？文科省開発のソフトは入力方法など、ややこしい事があると聞いているが、文科省ソフトもいじくってみる必要があるのでは？と感じました。

第2回 常任理事会

令和4年6月4日 於 事務局

出席者 杉本会長、井本副会長、安野専務理事、大久保・川勝・西村・守上各常任理事、嶋元眼科学校医会理事、平杉耳鼻咽喉科専門医会理事、林議長、長村・東道監事

会長挨拶

<報告事項>

1. 色覚相談事業 5/10、5/17 各1名、
5/31 2名
2. 精神衛生研究会 5/12
3. 京都市学校保健会 第1回常務委員会
5/17 杉本
4. 心臓相談：府医との協議について 5/23
杉本・林・清澤顧問・早野先生
5. 学校医が事情により定期健診出務できない時の対応について
6. 京都市学校医会研修会（7/9、9/3）の耳鼻科校医への周知方法について
（平杉先生よりメーリングリスト周知）
7. 近畿学校保健連絡協議会 7/28（木）
13:00～ 栗東芸術文化会館さくら
8. 京都市学校医会研修会開催について
9/3 16～17時（中外製薬共催）
9. 令和4年度文部科学大臣表彰について
杉本推薦（参考：H26長村・H28奥村顧問・H30林・R2鈴木顧問受賞）
10. 大文字駅休休について
11. 第一回 京都学校保健会 理事会・評議委員会
7/12 京都市総合教育センター
12. その他（今年度の勇退者について市教委と確認・共有）

<協議事項>

1. ジフテリア・破傷風（DT）第2期予防接種の
予診票等について
2. 京都市教育委員会との懇談会開催：協議題について
3. 全理事会開催について 8/6
4. その他

<関連学会・各種協議>

1. 色覚相談 6/7、6/14、6/28(待機者5名)
2. 精神衛生研究会 6/9 14:00～
3. ツベルクリン反応検査（全日14時～）
接種6/13、判定6/15
於：京都市総合教育センター 西村、守上
接種6/14、判定6/16
於：元有済小学校 大久保
接種6/20、判定6/22
於：京都市総合教育センター
安野、奥村顧問
接種6/21、判定6/23
於：元有済小学校 長村、山内
4. 第3回常任理事会 7/2 14:00～
5. 京都市教育委員会との懇談会
7/2 15:00～ こどもみらい館4階
6. 令和4年度 京都市学校医会研修会（WEB）
7/9 15:30～17:00
神尾陽子記念会 発達障害クリニック
院長 神尾 陽子先生
「子どもの心の健康を学校で育て、守る：教育と医療を統合した心の健康支援」
7. その他

マスクの着用の考え方について

- 1 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用します。
屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用の必要はありません。

【マスク着用の考え方】（5月20日付け、厚生労働省事務連絡から引用）

	身体的距離が確保できる (2m以上を目安)		身体的距離が確保できない	
	屋内(※)	屋外	屋内(※)	屋外
会話を行う	着用を 推奨 する	着用の 必要はない	着用を 推奨 する	着用を 推奨 する
会話をほとんど行わない	着用の 必要はない	着用の 必要はない	着用を 推奨 する	着用の 必要はない

(※) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

- 2 マスク着用が不要な場面として考えられる具体的な場面及びその際の留意事項
 - (1) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ありません。
 - (2) 運動部活動についても、体育の授業に準じつつ、各競技団体のガイドラインを踏まえて対応します。但し、活動の実施中以外の練習場所や部屋、更衣室等の利用時等については、マスク着用を含めた感染対策を徹底します。
 - (3) 熱中症リスクが高い夏場においては、登下校時にマスクを外すように指導するなど、熱中症対策を優先し、マスクの着用の必要はありません。
 - (4) 休憩時間における運動遊びや屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等においても、上記1の考え方に基づく取扱いとします。
 - (5) 幼稚園においては、幼児にマスク着用を一律には求めず、無理に着用させることは行いません。園内で感染者が確認されている場合等、保護者のご理解の上で着用を求めることがあります。
- 3 上記2の場面以外でも、児童生徒等が息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりすること等について、児童生徒自身でも判断・対応できるように学校でも指導いたします。
一方、上記の例はマスク着用を禁止する趣旨ではありませんので、様々な理由からマスク着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮するとともに、マスクを着用する・しないこと等による偏見や差別は許されないことについて、各校園で適切に指導します。